

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月21日（平成29年（行個）諮問第101号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行個）答申第223号）

事件名：本人に対する労災保険給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が、平成29年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に関する不支給決定の理由が分かる調査結果復命書文書一式。（資料全て含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年2月21日付け東労発総個開第28-998号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 特定労働基準監督署は私が属する職場の6名に対して聴取を行ったが、そのすべての部分が黒く塗りつぶされている。その部分の不開示の理由は「…当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報…」であるとのことだが、開示された部分には聴取によって得られた事実認定があるのだがその中には明らかに事実と異なる部分があり（下記参照）、特定労基は間違った事実を基に事実認定をしているわけである。

したがって事実を正すためには不開示された聴取された部分の開示が必要なのであり、事実が歪められているままで労災保険不支給決定がなされたのであれば、それこそ「…当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす…」どころか、特定労基が誤った事実に基づいて間違った判断をくだしたことは違法なものであると言わざるを得ない。

労働局の労災認定は事実を正しく把握してこそ成り立つものではある

まいか。

間違った事実を正そうとせず、その誤った事実に基づいて労災認定をするということは、その怠慢は法律違反にもなるであろう。

以上の理由により、不開示とした決定につき、審査請求をするものである。

(2) あきらかに事実と違う部分

ア 特定事業場勤務時の机の配置図

イ 特定事業場勤務時代に「業務はしていない」との記述があるが、業務は行っている。上司の特定氏名の聴取書には意図的な虚偽の陳述がある。

ウ 特定事業場勤務時の上司の特定氏名にはメンタル面を含めさまざまな相談をしたわけであるが、特定氏名はそのような事実を認めていないようである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年1月19日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が平成29年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に関する不支給決定の理由が分かる調査結果復命書文書一式。(資料全て含む。)」に係る不開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成29年2月21日付け東労発総個開第28-998号により部分不開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求者がこの取消しを求めて、平成29年3月21日付け(同月23日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求人が、平成29年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に関する不支給決定の理由が分かる調査結果復命書文書一式。(資料全て含む。)」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3の①、4の①、5の①、14、16、24、30、31の①、3

2の①，33の①，34の①，35の①及び36の①の不開示部分は，請求者以外の氏名，印影など，請求者以外の個人に関する情報であって，請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の②，4の②，5の②，31の②，32の②，33の②，34の②，35の②及び36の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には，被聴取者等が，不当な干渉を受けることが懸念され，請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち，文書番号3の②及び37の不開示部分は，特定事業場等の印影である。印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり，かつ，これにふさわしい形状のものであることから，これらの情報が開示された場合には，偽造により悪用されるおそれがある等，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち，文書番号11，17，18，22，23，25，26，27及び28の不開示部分は，当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は，行政機関の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の②，4の②，5の②，31の②，32の②，33の②，34の②，35の②及び36の②の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合

には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11, 17, 18, 22, 23, 25, 26, 27及び28の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記ウで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年7月6日 審議
- ④ 平成30年2月22日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が、平成29年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に関する不支給決定の理由が分かる調査結果復命書文書一式。（資料全て含む。）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号37に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、なお不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番10及び通番16は、審査請求人以外の個人の姓、署名及び印影であり、いずれも、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、通番10は、審査請求人が勤務していた特定事業場の座席表に記載されたものであり、通番16は、審査請求人宛ての健康診断結果に記載されたものであり、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書きの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当し、開示すべきである。

イ 通番13は、審査請求人の氏名・職員番号・所属、出勤時間に関する記載であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番 1 について

当該部分は「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の職氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の職氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 3，通番 7，通番 11，通番 21，通番 22，通番 24，通番 26，通番 28，通番 30 及び通番 32 について

通番 3 及び通番 7 は、医師の署名及び印影であり、通番 11 は、人事考課者の氏名であり、通番 21 は、特定事業場が特定労働基準監督署に報告をした担当者の氏名であり、通番 22，通番 24，通番 26，通番 28，通番 30 及び通番 32 は、聴取書に記載された被聴取者の氏名、職業、住所、電話番号、生年月日、年齢及び聴取場所であり、それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

部分開示について検討すると、個人の氏名、署名、印影、職業、住所、電話番号、年齢及び生年月日は、個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地はない。また、その余の部分である聴取場所については、関係者にとって、当該個人を特定する手がかりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 5 について

当該部分は、地方労災医員の印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議

申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番4及び通番34は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当とである。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2，通番23，通番25及び通番27について

a 当該部分のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した被聴取者の職氏名、署名及び印影部分については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び第三者から提出を受けた資料及び名称であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条

2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6, 通番8, 通番29, 通番31及び通番33について

当該部分は、労働基準監督署の担当調査官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び医師からの報告であり、上記(ア) bと同様の理由により、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号口及び7号柱書き該当性について

通番9, 通番12ないし通番15及び通番17ないし通番20は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した人事管理情報に関する内部資料であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書に記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6

欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象 文書名	3 通 番	4 原処分において不開示とされている部分	5 不開示情報 (法 14 条 該 当 号)				6 開示す べき部分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	調査復 命書	1	① 3 1 頁不開示部分 (ただし 教務課 2 行目の不開示部分を 除く。)	○				
		2	② 5 頁「調査結果」欄不開示 部分, 6 頁左から 4 つ目枠内 不開示部分, 8 頁ないし 1 1 頁左から 4 つ目枠内不開示部 分 (ただし 8 頁 1 行目及び 7 行目不開示部分を除く。), 1 3 頁ないし 2 2 頁左から 4 つ目枠内不開示部分 (ただし 1 8 頁 2 4 行目及び 1 9 頁 4 行目不開示部分を除く。), 2 4 頁不開示部分, 2 7 頁左 から 2 つ目枠内 1 0 行目ない し 1 5 行目不開示部分	○			○	
			③ 8 頁左から 4 つ目枠内のう ち 1 行目及び 7 行目不開示部 分, 1 8 頁左から 4 つ目枠内 のうち 2 4 行目不開示部分, 1 9 頁左から 4 つ目枠内のう ち 4 行目不開示部分, 2 5 頁 不開示部分, 2 7 頁左から 2 つ目枠内 2 9 行目ないし 3 2 行目不開示部分, 3 1 頁の教 務課 2 行目部分	新たに開示				
2	受診歴 ・出来		—					

	事一覧表							
3	療養補償給付たる療養の費用請求書等	3	① 1 頁診療担当者署名及び印影	○				
		4	② 3 頁印影		○			
4	意見書 ①	5	① 3 頁ないし 5 頁印影	○				
		6	② 3 頁 2 2 行目ないし 2 6 行目不開示部分	○			○	
			② 4 頁不開示部分	新たに開示				
5	意見書 ②	7	① 1 頁医師署名及び印影, 2 頁印影	○				
		8	② 1 頁項番 4 不開示部分, 2 頁項番 6 不開示部分	○			○	
6	意見書 ③		—					
7	意見書 ④		—					
8	聴取書 ①		—					
9	申立書等		—					
10	請求人提出資料		—					
11	事業場提出資料①	9	不開示部分			○	○	
12	事業場提出資料②		—					
13	事業場提出資料③		—					

1 4	事業場 提出資料④	1 0	1 頁不開示部分	○				全て開示
1 5	事業場 提出資料⑤		—					
1 6	事業場 提出資料⑥	1 1	1 頁不開示部分	○				
1 7	事業場 提出資料⑦	1 2	不開示部分			○	○	
1 8	事業場 提出資料⑧	1 3	不開示部分			○	○	所属，職員番号，氏名，力ナ氏名，日付，勤務名称，始業時間，就業時間，平日（法定内），平日（法定外），平日深夜（所定内），平日深夜（法定内），平日深夜（法定外），休日労働，休日深夜欄

19	事業場提出資料⑨		—					
20	事業場提出資料⑩		—					
21	事業場提出資料⑪		—					
22	事業場提出資料⑫	14	不開示部分			○	○	
23	事業場提出資料⑬	15	不開示部分			○	○	
24	事業場提出資料⑭	16	2頁「心電図」欄印影，3頁印影，4頁医師署名及び印影，5頁印影	○				全て開示
			1頁不開示部分，2頁「心電図」欄印影を除く不開示部分，3頁印影を除く不開示部分，4頁医師署名及び印影を除く不開示部分，5頁印影を除く不開示部分	新たに開示				
25	事業場提出資料⑮	17	不開示部分			○	○	
26	事業場提出資料⑯	18	不開示部分			○	○	
27	事業場提出資料⑰	19	1頁不開示部分			○	○	
28	事業場提出資料⑱	20	不開示部分			○	○	

29	ハラスメント調査委員会参考資料の提出等		—					
30	座席配置図	21	4頁不開示部分	○				
31	聴取書②	22	① 1頁2行目ないし5行目不開示部分	○				
		23	② 1頁8行目ないし10頁13行目（ただし項番を除く。），11頁不開示部分	○			○	
32	聴取書③	24	① 1頁2行目ないし5行目不開示部分	○				
		25	② 1頁8行目ないし4頁4行目（ただし項番を除く。）	○			○	
33	聴取書④	26	① 1頁2行目ないし7行目不開示部分	○				
		27	② 1頁8行目ないし4頁4行目（ただし項番を除く。）	○			○	
34	電話聴取書①	28	① 1頁2行目ないし3行目不開示部分	○				
		29	② 1頁7行目ないし2頁6行目（ただし項番を除く。）	○			○	
35	電話聴取書②	30	① 1頁2行目ないし3行目不開示部分	○				
		31	② 1頁7行目ないし19行目（ただし項番を除く。）	○			○	
36	電話聴取書③	32	① 1頁2行目ないし3行目不開示部分	○				
		33	② 1頁7行目ないし3頁5行目（ただし項番を除く。）	○			○	
37	受診歴等	34	1頁印影		○			

注) 理由説明書・別表の文書番号4に誤植があり、当審査会事務局で訂正した。